

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																											
東京法律公務員専門学校 名古屋校		平成9年4月1日	瀧澤太一	〒 453-0015 (住所) 愛知県名古屋市中村区椿町14番8号 (電話) 052-452-5521																											
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																											
学校法人立志舎		平成9年4月1日	塙原一功	〒 453-0015 (住所) 愛知県名古屋市中村区椿町14番8号 (電話) 052-452-5521																											
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																										
文化・教養	文化・教養専門課程	法律社会学科	平成10(1998)年度	-	平成26(2014)年度																										
学科の目的	主に警察官・消防官・自衛官を目指す。公務員試験合格に必要な教養全般の学習に取り組むと同時に、体力試験に向けた体力強化のためマントレーニング実習を導入し、警察官・消防官・自衛官に不可欠な正義感と精神力を身につけた人材を育成することを目的とする。																														
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	特徴: 警察官、消防官、自衛官などの公務員試験合格に必要な教養全般の学習に取り組むと同時に、体力試験に向けた体力強化のためマントレーニング実習を導入し、警察官・消防官・自衛官に不可欠な正義感と精神力を身につけた人材を育成することを目的とする。 取得可能な資格: 漢字能力検定、全日本教養知識検定 中退率: 5.3% (令和5年度)																														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																								
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	1,720 単位時間	700 単位時間	1,380 単位時間	0 単位時間	0 単位時間																								
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																												
80人	64人	0人	0%																												
就職等の状況	■卒業者数(C) :	22人																													
	■就職希望者数(D) :	22人																													
	■就職者数(E) :	22人																													
	■地元就職者数(F) :	20人																													
	■就職率(E/D) :	100%																													
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) :	91%																													
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) :	100%																													
■進学者数 :	0人																														
■その他																															
(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)																															
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 国土交通省中部運輸局、国税庁名古屋国税局、防衛省自衛隊、海上保安庁、愛知県警察、名古屋市消防局、瀬戸市消防本部、尾三消防組合、知多南部消防組合等																															
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																														
当該学科のホームページURL	https://all-japan.ac.jp/disclosure/																														
企業等と連携した実習等の実施状況 (A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																														
	総授業時数			1,720 単位時間																											
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数			0 単位時間																											
	うち企業等と連携した演習の授業時数			220 単位時間																											
	うち必修授業時数			160 単位時間																											
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数			0 単位時間																											
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数			160 単位時間																											
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)			0 単位時間																											
	(B : 単位数による算定)																														
	総授業時数			単位																											
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数			単位																												
うち企業等と連携した演習の授業時数			単位																												
うち必修授業時数			単位																												
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数			単位																												
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数			単位																												
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)			単位																												
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">0人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計		2人	上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数			0人		
	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人																												
	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1人																												
	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																												
	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1人																												
	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																												
	計		2人																												
	上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数																														
0人																															

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係																											
(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針 国、地方公共団体、企業・業界団体等との連携により、必要となる最新の知識・技術・技能を反映するため、国、地方公共団体、企業・業界団体等からの意見を十分にいかし、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行う。																											
(2) 教育課程編成委員会等の位置付け ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記																											
<ol style="list-style-type: none"> 教育課程編成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野について各校ごとに組織する。教育課程編成委員会は、業界関係者、有識者および学園職員で組織する。 カリキュラム作成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野ごとに組織する。カリキュラム作成委員会は関連する学校・関連する学科ごとの責任者全員で構成する。 カリキュラム作成委員会において教育課程を作成する。 カリキュラム作成委員会において作成した教育課程を教育課程編成委員会全体会および各学校・各学科ごとの分科会において検討を行う。 教育課程編成委員会は、カリキュラム改善への意見をカリキュラム作成委員会に提言する。 カリキュラム作成委員会は、その意見を組織としてカリキュラムの改善を検討吟味し決定する。 カリキュラム作成委員会は、教育課程編成委員会の意見を十分に生かし、カリキュラム改善等の教育課程の作成を定期的に行う。 																											
(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">令和5年9月9日現在</th> </tr> <tr> <th>名前</th><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山本 嘉和 氏</td><td>愛知県行政書士会 監察委員</td><td>令和5年4月1日～令和6年3月31日</td><td>①</td></tr> <tr> <td>鈴木 康介 氏</td><td>防衛省自衛隊愛知地方協力本部</td><td>令和5年4月1日～令和6年3月31日</td><td>③</td></tr> <tr> <td>田中 壮</td><td>東京法律公務員専門学校名古屋校 校長</td><td>令和5年4月1日～令和6年3月31日</td><td>—</td></tr> <tr> <td>島田 圭一郎</td><td>東京法律公務員専門学校名古屋校 教務部課長</td><td>令和5年4月1日～令和6年3月31日</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。)</p> <p>①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、 地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。) ②学会や学術機関等の有識者 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員</p>				令和5年9月9日現在				名前	所属	任期	種別	山本 嘉和 氏	愛知県行政書士会 監察委員	令和5年4月1日～令和6年3月31日	①	鈴木 康介 氏	防衛省自衛隊愛知地方協力本部	令和5年4月1日～令和6年3月31日	③	田中 壮	東京法律公務員専門学校名古屋校 校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日	—	島田 圭一郎	東京法律公務員専門学校名古屋校 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日	—
令和5年9月9日現在																											
名前	所属	任期	種別																								
山本 嘉和 氏	愛知県行政書士会 監察委員	令和5年4月1日～令和6年3月31日	①																								
鈴木 康介 氏	防衛省自衛隊愛知地方協力本部	令和5年4月1日～令和6年3月31日	③																								
田中 壮	東京法律公務員専門学校名古屋校 校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日	—																								
島田 圭一郎	東京法律公務員専門学校名古屋校 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日	—																								
(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期 (年間の開催数及び開催時期) 年2回(9月、1月)																											
<p>(開催日時(実績))</p> <p>第19回(令和4年度第1回)令和4年9月9日 名古屋委員会18:00～19:00(うち全体会15分、法律社会学科分科会15分) 第20回(令和4年度第2回)令和4年12月2日 名古屋委員会18:00～19:00(うち全体会15分、法律社会学科分科会15分) 第21回(令和5年度第1回)令和5年9月8日 名古屋委員会18:00～19:00(うち全体会15分、法律社会学科分科会15分) 第22回(令和5年度第2回)令和5年12月8日 名古屋委員会18:00～19:00(うち全体会15分、法律社会学科分科会15分)</p>																											

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

これまで教育課程編成委員会では、①気遣い・気働きのできる人を育てる、②コンプライアンスに関する授業を取り入れる、③入職後のモチベーションを高めるため5年後、10年後の目標を考えさせる、④職業理解を深める取り組みをする等の意見が出された。

これらを踏まえ、①従来のビジネスマナーの授業を一步進めて、多様な社会の中で具体的に何が「気遣い」にあたるのかを学ぶ授業を取り入れ、②コンプライアンス教育を行う企業と連携して授業を行い、③卒業論文を作成する際に就職先のホームページやパンフレット等を使用して5年後、10年後の目標を立てるように指導し、④学生の職業理解を深めるよう、官公庁説明会において事前に官公庁の人事の方と打ち合わせをして内容を充実させていく等、カリキュラムの中に活用してきた。また、これらを評価する単位科目として「職業実務Ⅰ」「職業実務Ⅱ」を新たに設けた。

第11回・第12回教育課程編成委員会において、職業理解を深めること、仕事におけるモチベーション維持・向上を図るべきとの意見が出た。官公庁による授業の中で、業務説明をより充実していただくことで職業理解を深める。また、(株)マナー・マネジメント名古屋による授業の中で、モチベーション維持・向上に関する講座を設けた。

第13回・第14回教育課程編成委員会において、政策立案能力を高めること、各種分析手法を取り入れること、プレゼンテーション能力を高めるべきとの意見が出た。授業の中に今まで以上に白書研究、グループワーク、集団討論を導入していく。

第15回・第16回教育課程編成委員会において、人との接し方や話し方、電話応対に問題がある職員がいるため、話し方、伝え方の授業を取り入れるべきとの意見が出た。(株)マナー・マネジメント名古屋による授業の中にアクションを伴う実践的な内容を導入した。

第17回・第18回教育課程編成委員会において、連携業務やコミュニケーション能力を伸ばすためにプレゼンテーションの授業を導入すべきとの意見が出た。スライドを使ったプレゼンテーション授業をPC実習の中で取り入れた。また、文書作成スキルを向上させるべきとの意見が出た。行政書士会による授業の中で公的文書作成に関する内容を導入を検討する。

第19回・第20回教育課程編成委員会において、文系・理系の枠を超えた知識・教養が求められている。社会情勢など、多くのことを関心を持って学ぶべきとの意見が出た。企業等と連携した授業の中で、社会情勢に関する内容を導入していく。

第21回・第22回教育課程編成委員会において、メンタルヘルス講座を設けるなど、ストレス対処法やストレスについての基礎知識を学ぶことも検討してほしいとの意見が出た。メンタルヘルス講座の導入を検討する。また、スケジュール管理、時間管理など重要度、緊急度で優先順位をつける講座の導入を検討してほしいとの意見が出た。ビジネスマナーの授業の中でこれらの内容を導入する。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

国、地方公共団体、企業・業界団体等との連携をとり、より総論的な職業知識から実際的な知識を修得することで、官公庁のニーズに応え、社会や職業に円滑に移行させることを基本方針とする。学生の行政職員としての知識をより実践的なものとするため、実務に関する知識、必要な資質、ビジネスマナーなどを官公庁または関連業界団体と連携し学習する。法律分野担当職員は官公庁の担当職員または関連業界団体講師と事前に打ち合わせを行い、講義の内容についてその骨子を定める。期間中は担当職員が日常的な指導を行い、官公庁担当職員または関連業界団体講師の助言を受けつつ、成績評価・単位認定を行う。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・防衛の現状と陸上自衛隊・航空自衛隊の職務内容について学ぶ。また、基地において部隊研修を受け、自衛官の職務についての理解を深める。これらに基づいてグループディスカッションを行い、防衛問題と自衛隊に対する一層の理解を深める。防衛省自衛隊愛知地方協力本部と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・税関の役割と貿易の現状について学ぶ。また、税関職員の職務についての理解を深める。これらに基づいてグループディスカッションを行い、税関の役割と税関職員の職務についての一層の理解を深める。財務省名古屋税關と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・税の現状とライフステージにおける税のあり方について学び、納税者としての意識の向上を図る。また、脱税や税務調査・査察について学び、税務職員の職務についての理解を深める。これらに基づいてグループディスカッションを行い、税に対する一層の理解を深める。名古屋税理士会と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・公的年金制度の意義と現状について学び、金融リテラシーへの理解を深める。これらに基づいてグループディスカッションを行い、公的年金制度に対する一層の理解を深める。日本年金機構中村年金事務所と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・国及び地方自治体の財政状況と課題について学び、財政の作用を担う公務員としての意識の向上を図る。また、金融事情や金融トラブルについて学び、金融リテラシーへの理解を深める。財務省東海財務局と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・働く中で求められるコンプライアンスについて学ぶ。民法上の契約、インターネット上の著作権など、身近な法律問題を事例研究を通して学ぶ。これらに基づいてグループディスカッションを行い、コンプライアンスに対する一層の理解を深める。愛知県行政書士会と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・日常生活で求められる法律の基礎的知識について学ぶ。制限行為能力者制度、不動産の物権変動、相続など、身近な法律問題を事例研究を通じて学ぶ。これらに基づいてグループディスカッションを行い、身近な法律問題に対する一層の理解を深める。はるか司法書士事務所と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・自己分析、気遣い・気働き、ビジネスマナーについて学ぶ。また、電話対応やクレーム処理について実技を取り入れ、職場で活躍できる社会人を目指す。これらに基づいてグループディスカッションを行い、一層の理解を深める。(株)マナー・マネジメント名古屋と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・障がい者の現状について学ぶ。また、障がい者に対する合理的配慮やマナーについて学ぶ。これらに基づいてグループディスカッションを行い、幅広い人々を対象とする行政サービスのあり方についての理解を深める。石坂綜合法律事務所と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
職業実務ⅠA	社会性、公益性の高い職業である公務員の職務について学ぶ。特に公務員を取り巻く内外の最新の状況について学び、求められる公務員像についての理解を深める。また、公務員就職の意欲を高め、就職した後も活躍できる人材になることを目指す。	防衛省自衛隊愛知地方協力本部、財務省名古屋税関
職業実務ⅠB	税金および年金への理解を深め、ライフプランニング能力やキャリア開発能力を身に付ける。また、国および地方自治体の財政状況と課題について学び、財政の作用を担う公務員として持つべき意識の向上を図る。	名古屋税理士会、日本年金機構中村年金事務所、財務省東海財務局
職業実務ⅠC	働く中で求められる法律の基礎的知識及びコンプライアンスについて学ぶ。それによって法的思考を伴う課題発見力および問題解決能力を身に付ける。成人年齢引き下げ、SNSのトラブルなど身近な事例を通してコンプライアンスについて学ぶ。また、不動産取得に関する法律について実例を通して学ぶ。それによってライフプランニング能力やキャリア開発能力を身に付ける。	愛知県行政書士会、はるか司法書士事務所
職業実務ⅡC	働く中で求められる法律の基礎的知識及びコンプライアンスについて学ぶ。それによって法的思考を伴う課題発見力および問題解決能力を身に付ける。また、成年後見制度、不動産取得に関する法律について実例を通して学ぶ。それによってライフプランニング能力やキャリア開発能力を身に付ける。	愛知県行政書士会、はるか司法書士事務所
職業実務ⅡD	ビジネスマナーを身に付け、対人コミュニケーション能力を向上させることを目標とする。ロールプレイング演習を通して、対人コミュニケーションについて実務的に学ぶ。また、公務員就職後は幅広い人々を対象に行政サービスを提供することから、外国人や障がい者へのマナーについて学ぶ。特に障がい者については法的側面からの配慮について学ぶ。	株式会社マナーマネジメント名古屋、石坂総合法律事務所

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係				
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記				
教員研修規程に従い、国及び地方公共団体の職務に関する知識の向上をはかり、学生に対して最新の知識と情報を提供する。学生が将来、公務員として実務に役立つ知識を提供するため、関連知識の修得・向上することを基本方針とする。なお、授業及び学生に対する指導力等の修得、向上のための研修等も定期的に行っていく。				
(2)研修等の実績				
①専攻分野における実務に関する研修等				
研修名:	「みんなで守ろう、みんなの命～学ぼう！自分にできること！～	連携企業等: 南生涯学習センター		
期間:	令和6年1月18日(木)～2月22日(木)	対象: 法律社会学科教員		
内容	全5回の研修で、過去の災害とその教訓、災害への準備や避難の仕方、自助と共に助の役割などを学び、自身ができることについて学んだ。各回受講後教員勉強会を行った。自治体職員を目指す学生達への指導に活かす。			
研修名:	「防衛問題セミナー」	連携企業等: 防衛省東海防衛支局		
期間:	令和6年2月29日(木)	対象: 法律社会学科教員		
内容	激動する世界情勢における「新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画」と「台湾情勢と東アジアの安全保障」に関する最新の知見を得た。3月1日教員勉強会を実施。学んだことを政治経済・時事問題に関する学生への指導に活かす。			
②指導力の修得・向上のための研修等				
研修名:	「学生対応に関する研修—人権の世纪」	連携企業等: 愛知県人権推進室 山田昌代氏		
期間:	令和5年12月25日(月)	対象: 法律社会学科全教員		
内容	人権問題の歴史、多様な人権問題の現状と課題、そして誰もが人権を尊重することができる社会の実現に関する講義を受けた。一人一人の幸せのあり方を尊重する社会の実現を目指すことの重要性を学んだ。			
研修名:	「ハラスメントの防止」	連携企業等: 関口総合法律事務所 林洗太朗氏		
期間:	令和6年2月21日(水)	対象: 法律社会学科全教員		
内容	各種のハラスメントについて学び、一人一人が差別や人権侵害を意識し、自身の行動を変えることにより良い人間関係を築かなければならない。そして多様性を尊重し、違いがプラスになる職場つくりの重要性を学んだ。			
(3)研修等の計画				
①専攻分野における実務に関する研修等				
研修名:	まちづくり、防災対策、社会問題などに関する研修	連携企業等: 大学、防災関連団体等		
期間:	令和6年10月～令和7年3月	対象: 法律社会学科教員		
内容	安全保障、防災対策、救急救命など、主に公安系公務員を目指す学生にとって必要な最新の知識・動向について教員研修を適宜行っていく。			
②指導力の修得・向上のための研修等				
研修名:	人権研修(差別、ハラスメントなど)	連携企業等: 愛知県人権推進室等		
期間:	令和6年12月～令和7年3月	対象: 法律社会学科教員		
内容	様々な人権問題に関する研修を受講する。			

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画が適切であるか検証するため学校関係者評価委員会を設置する。学校関係者評価委員会は原則として年1回開催し、公表している。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・理念、目的、育成人材像は規定されているか。 ・学校における職業教育の特色は何か。 ・理念、目的、育成人材像、特色などが学生、保護者に周知されているか。 ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか。
(2)学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・目的等に沿った運営方針が策定されているか。 ・運営組織や意思決定機能は規則等において明確化されているか、有効に機能しているか。 ・人事、給与に関する制度は整備されているか。 ・教務、財務等の組織整備など意思決定組織は整備されているか。 ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか。 ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか。 ・教育理念、育成人材像や業界ニーズを踏まえた教育機関として修業・年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。 ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。 ・キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか。 ・授業評価の実施・評価体制はあるか。 ・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。 ・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。 ・職員の能力開発のための研修等が行われているか。
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか。 ・資格取得率の向上が図られているか。 ・退学率の低減が図られているか。
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか。 ・学生相談に関する体制は整備されているか。 ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ・課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ・学生の生活環境への支援は行われているか。 ・保護者と適切に連携しているか。 ・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取り組みが行われているか。
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。 ・防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集活動は、適正に行われているか。 ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ・学納金は妥当なものとなっているか。

(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものになっているか。 ・財務について会計監査が適正に行われているか。 ・財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ・個人情報に關し、その保護のために対策がとられているか。 ・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ・自己評価結果を公開しているか。
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。 ・地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか。
(11)国際交流	評価しない。

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校運営に關し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画を検証するために、学校関係者評価委員会を開催し企業等の役員、職員の方から指摘を受けた点について次の改善をしてきた。

①「学生から信頼され支持される学校づくり」を基本目標とし、これを受付や教務室・事務室など、目に届きやすいところに掲示し、職員の目標達成の意識向上を図っている。また、職員には毎年人権研修の受講を義務付けるとともに、その他必要に応じて研修・講演・講座等に派遣している。学内においても自己啓発研修を行い、民法・行政法などの法律や、マクロ経済学などの経済学に関する専門分野の知識を深める研修を行っている。②職場では様々な年代とのコミュニケーションが必要になることから、本学独自の学習システム「ゼミ学習」は、同年齢の学生だけでなく、年齢が異なる学生同士が交流する点も評価できるとの意見を頂いた。今後も授業内容を工夫し、ゼミ学習によって一層のコミュニケーション能力向上を図る。③職員は教科指導や学生指導にやりがいを感じていることが伺えるとの意見を頂いた。職員の一層のモチベーション向上を図るために人事考課制度の概要を記した文章を整備した。また、公務員試験指導、資格試験指導、对外活動などで顕著な成果を収めた者はその都度表彰し、モチベーション向上に努めている。④法律学科では、毎年多くの上中級試験の合格者を輩出している実績が評価できるとの意見を頂いた。最終合格者をより多く輩出するためにも、論文試験対策と人物試験対策に力を入れていく。特に人物試験対策では、プレゼンテーションやグループワークなどの実習により、発信力や傾聴力を伸ばし学生の成長を促していく。

このように、学生たちが今後社会人として様々な分野で活躍するための学校運営を継続的に考え、推進していく所存である。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所 属	任期	種別
松木政憲氏	防衛省自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所 所長 一等陸尉	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	業界関係者
奥村哲也氏	清須市建設部上下水道課	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: https://all-japan.ac.jp/img/disclosure/nagoya-horitsu/nagoya-horitsu_kankeisya.pdf

公表時期: 令和6年6月20日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の関係者が本学全般について理解を深めるとともに、連携および協力の推進に資するため、本学の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none">・目的、特色・校長名、所在地、連絡先・学校の沿革・その他の諸活動に関する計画
(2)各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none">・入学者に関する受入れ方針及び収容定員、在学学生数・授業計画表(シラバス)・進級・卒業の要件等・取得資格、検定試験合格等の実績・卒業者数、卒業後の進路
(3)教職員	<ul style="list-style-type: none">・教職員数・教員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none">・キャリア教育への取組状況・実習・実技等の取組状況・就職支援等への取組状況
(5)様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none">・学校行事への取組状況・課外活動
(6)学生の生活支援	<ul style="list-style-type: none">・学生相談室、就職相談室
(7)学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none">・学生納付金・活用できる経済的支援措置
(8)学校の財務	<ul style="list-style-type: none">・事業報告書、計算書類、監査報告、財産目録
(9)学校評価	<ul style="list-style-type: none">・自己評価表・学校関係者評価報告書
(10)国際連携の状況	なし
(11)その他	<ul style="list-style-type: none">・学則

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://all-japan.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和6年7月31日

授業科目等の概要

(文化・教養専門課程 法律社会学科)										企業等との連携		
分類			授業科目名	授業科目概要					授業方法	場所	教員	
必修	選択必修	自由選択		配当年次・学期	授業時数	単位数	講義	演習		校内	校外	兼任
1	○		社会科学概論Ⅰ	1 前	80	4	○	△		○	○	
2	○		社会科学概論Ⅱ	1 後	40	2	○	△		○	○	
3	○		人文科学概論Ⅰ	1 前	100	5	○	△		○	○	
4	○		人文科学概論Ⅱ	1 後	80	4	○	△		○	○	
5	○		自然科学概論Ⅰ	1 前	60	3	○	△		○	○	
6	○		自然科学概論Ⅱ	1 後	80	4	○	△		○	○	
7	○		現代国語	2 後	80	4	○	△		○	○	
8	○		時事研究Ⅰ	2 前	40	2	○	△		○	○	

9	○	社会科学演習 I	法学および政治・経済分野について、相互関連性に注目しながら、基本概念についての理解を目指し、さらに総合的理解を深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 前	80	4	△	○	○	○		
10	○	人文科学演習 I	日本史、国語、世界史、地理等の人文科学に関する総合的理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 前	40	2	△	○	○	○		
11	○	自然科学演習 I	数学・物理・化学・生物・地学分野の自然科学に関する総合的理解を深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 前	40	2	△	○	○	○		
12	○	論作文 I	社会人としての心構えや社会常識、論理的思考力・判断力・分析力および感受性・表現力の基本を、文章を書くことによって養うことを目指す。	2 前	40	2	△	○	○	○		
13	○	キャリアデザイン	社会でどのように働き、どのように社会で自立して生きていくのかを考え、キャリアデザインの重要性を理解したうえで、社会で求められる人材であることをきちんと表現することのできる力を養成することを目標とする。	2 後	40	2	△	○	○	○	○	
14	○	就職セミナー I	卒業後の進路選択を考える前段階として、日々の学生生活を有意義なものとする意識の高揚を目指す。特に、社会人として必要とされる基本的なものの見方や考え方・行動の仕方について理解を深め、礼儀・マナーの修得、面接演習等を重視する。	1 前	20	1	△	○	○	○	○	
15	○	職業実務 I A	社会性、公益性の高い職業である公務員の職務を理解する。特に公務員を取り巻く内外の最新の状況について学び、求められる公務員像についての理解を深める。そのうえで、公務員就職に対する意欲を高め、就職後においても活躍できる公務員となることを目標とする。	1 後	20	1	△	○	○	○	○	
16	○	職業実務 I B	税金および年金への理解を深め、ライフプランニング能力やキャリア開発能力を身に付ける。また、国および地方自治体の財政状況と課題について学び、財政の作用を担う公務員として持つべき意識の向上を図る。	1 後	20	1	△	○	○	○	○	

17	○		職業実務 I C	働く中で求められる法律の基礎的知識及びコンプライアンスについて学ぶ。それによって法的思考を伴う課題発見力および問題解決能力を身に付ける。また、契約、成年後見制度、不動産取得、相続に関する法律について実例を通して学ぶ。それによってライフプランニング能力やキャリア開発能力を身に付ける。	1 後	20	1	△	○	○	○	○	○
18	○		職業実務 II A	社会性、公益性の高い職業である公務員の職務を理解する。特に公務員を取り巻く内外の最新の状況について学び、求められる公務員像についての理解を深める。そのうえで、公務員就職に対する意欲を高め、就職後においても活躍できる公務員となることを目標とする。	2 後	20	1	△	○	○	○	○	○
19	○		職業実務 II B	税金および年金への理解を深め、ライフプランニング能力やキャリア開発能力を身に付ける。また、国および地方自治体の財政状況と課題について学び、財政の作用を担う公務員として持つべき意識の向上を図る。	2 後	20	1	△	○	○	○	○	○
20	○		職業実務 II C	働く中で求められる法律の基礎的知識及びコンプライアンスについて学ぶ。それによって法的思考を伴う課題発見力および問題解決能力を身に付ける。また、契約、成年後見制度、不動産取得、相続に関する法律について実例を通して学ぶ。それによってライフプランニング能力やキャリア開発能力を身に付ける。	2 後	20	1	△	○	○	○	○	○
21	○		職業実務 II D	ビジネスマナーを身に付け、対人コミュニケーション能力を向上させることを目標とする。ロールプレイング演習を通して、対人コミュニケーションについて実務的に学ぶ。公務員就職後は幅広い人々を対象に行政サービスを提供することから、外国人や障がい者へのマナーについても学ぶ。特に障がい者については法的側面からの配慮について学ぶ。	2 後	20	1	△	○	○	○	○	○
22	○	人	職業実務 I D	現代社会の諸問題について学び、それらに対するリスクマネジメントの能力を身に付ける。労働問題、犯罪に対処する警察官の職務、そして防災対策について学ぶ。労働問題については、働く中で起きる様々な問題とそれに関する法律について学ぶ。犯罪に対処する警察官の職務については、犯罪の動向、警察官と法律、警察官の職務について学ぶ。防災対策については消防官の職務を通じた対策について学ぶ。災害発生の仕組み、身近な防災・減災について学ぶ。	1 後	20	1	△	○	○	○	○	○
23	○		数的推理 I	数による推理力・判断力や処理能力及び数学的な計算力を中心とした数的推理の領域の基礎力を養うことを目指す。	1 前	80	4	△	○	○	○	○	○

24	○	数的推理 II	数による推理力・判断力や処理能力及び数学的な計算力を中心とした数的推理の領域の基礎力を養うことを目指し、種々の演習問題を多角的に検討する。	1 後	60	3	△	○	○	○		
25	○	数的推理演習	数による推理力・判断力や処理能力及び数学的な計算力を中心とした数的推理の領域の基礎力をより一層深いものにするために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 前	100	5	△	○	○	○		
26	○	判断推理 I	文章・記号等による推理力・判断力を中心とした判断推理の領域の基礎力を養うことを目指し、種々の演習問題を多角的に検討する。	1 前	80	4	△	○	○	○		
27	○	判断推理 II	文章・記号・図形等による推理力・判断力を中心とした判断推理の領域及び平面図形、展開図等による視覚能力・想像力を中心とした空間把握の領域の基本を養うことを目指し、種々の演習問題を多角的に検討する。	1 後	60	3	△	○	○	○		
28	○	判断推理演習	文章・記号・図形等による推理力・判断力を中心とした判断推理の領域及び平面・立体図形・軌跡等による視覚能力・想像力を中心とした空間把握の領域の基本を養うことを目指し、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 前	100	5	△	○	○	○		
29	○	資料分析 I	統計資料により判断力・計算力等の資料解釈の領域の基礎力を養うことを目指し、種々の演習問題を多角的に検討する。	1 前	40	2	△	○	○	○		
30	○	資料分析演習 I	統計資料により判断力・計算力等の資料解釈の領域の応用力を身につけ、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	1 後	40	2	△	○	○	○		
31	○	文章研究 I	現代文・古文・漢文・英文等の文章に対する読解力・内容把握力・構成力等の基礎を理解することを目指す。	1 後	20	1	△	○	○	○		
32	○	文章研究 II	文章に対する「基礎力」「読解力」「作成力」を総合的に身に着け、文章読解・作成能力検定合格を目指す。	1 後	20	1	△	○	○	○		
33	○	トレーニング演習 I	筋力アップを目標に、正しい器具の使用法・効果的なエクササイズを学び、実践する。	1 前	20	1	△	○	○	○		
34	○	トレーニング演習 II	トレーニング演習 I を基本とし、各部位別のトレーニングマシンについて学び、また基本的なフリーウェイト種目も取り入れていく。	1 後	20	1	△	○	○	○		
35	○	社会学	社会関係における地位と役割、階級と階層、家族、都市と農村、および社会変動等についての理解を目指す。	2 前	20	1	○	△	○	○		

36	○	教育・心理学	教育学においては、教育史、教育社会学、教育法規、生涯学習、教育方法についての理解を目指し、心理学においては、学習、認知、発達、社会等についての理解を目指す。	2 前	20	1	○	△	○	○		
37	○	適性演習Ⅱ	事務処理能力の基本である文書作成・集計・照合・転記・分類・整理といった各作業を、早くかつ正確に行うこと目標とする。計算・分類・照合・置き換え・図形把握等の形式を中心として、応用的な問題についてスパイラル方式による演習を行う。	2 前	40	2	△	○	○	○		
38	○	資料分析演習Ⅱ	統計資料により判断力・計算力等の資料解釈の領域の応用力を身につけ、より頻出度の高い分野について種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 前	40	2	△	○	○	○		
39	○	文章研究Ⅲ	現代文・古文・漢文・英文等の文章に対する読解力・内容把握力・構成力等の総合的理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 前	40	2	△	○	○	○		
40	○	トレーニング演習Ⅲ	トレーニング演習Ⅰ、Ⅱを基本とし、各部位別のトレーニングマシンについて深く学び、また実践的なフリーウェイト種目を取り入れていく。	2 後	20	1	△	○	○	○		
41	○	ビジネスマナーⅠ	ビジネスに必要な基本的なスキルや知識を習得することで、書類管理やスケジュール管理、ビジネス文書の作成の習得する過程で、新しい知識やスキルを身につけ、将来的業務に取り組むことができるよう習得を目指す。また、秘書検定合格を目指す。	2 後	80	4	○	△	○	○		
42	○	コンピュータ演習	コンピュータの起動、文字入力、表計算、ファイルの操作、印刷、データの保存等の基本操作の習得を目指す。また、コンピュータおよび関連知識についての理解を目指す。	2 後	20	1	△	○	○		○	
43	○	卒業研究	専門学校での学習の集大成として、就職先の業界研究や官庁研究など各学生がテーマを考え論文を作成する。	2 後	160	8	△	○	○	○		
合計				43	科目	103 (2060)	単位	(単位時間)				

卒業要件及び履修方法			授業期間等	
卒業要件： 成績評価において合格した科目的授業時間数の合計が1,720単位時間以上になること、かつ、すべての必修科目的合格があること。			1学年の学期区分	2期
履修方法： コース選択により履修科目が決定する。			1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。